

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成22年2月22日(木)午後3時

第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

第3 出席者

11人(男性8人,女性3人)の委員が出席

第4 議事

1 岡山家庭裁判所長あいさつ

2 意見交換等(家裁委員, 説明者)

成年後見制度について

成年後見制度の概要及び岡山家裁の事件動向等について,書記官による説明がされた後,意見交換が行われた。

【岡山家裁の事件処理の動向等について】

後見等開始事件の性質は,判断能力が十分でない方を援助して,本人の住居の確保,施設への入退所契約の締結,治療や入院等の手続を行う『身上監護』や必要な経費の支出や現金等の出納管理,年金の受領,預貯金通帳や保険証書の保管等を行う『財産管理』を通じて,本人の権利を守る援助者である後見人等を選任するものであることを念頭に置き,早期に後見人等を選任するために,全国の裁判所においても様々な工夫を行っている。このような状況下において,昨年1月から6月までの間のデータのとおり,岡山家裁が高いレベルにあることの要因は,後見関係事件に関する裁判官,家裁調査官及び書記官といった関係職種間の連携のほか,本庁・支部・出張所間の連携の充実・ノウハウの共有が挙げられるが,このほかの要因として,NPO法人や法律専門職等,本人の親族等以外の第三者を後見人として選任した率が全国でも最も高いことが挙げられる。

調査官は,申立人には,なぜ,この時期にこの申立てをするのか,どういう目的なのかということと聞き,本人からは,本当に,後見開始に該当しているかどうか,どういう資産を持っていて,どういう管理がこれから必要になるのかということと調査する。後見人候補者がいる場合には,どのように後見をするのかについて意見を聴取するなどして,後見人としての適格性を判断している。そして,この事件については後見開始が相当かどうか,また,後見人としてはこの方でよいかどうかについて意見をまとめて,調査報告書という書類にして裁判官に提出する。

平成18年ころから,調査の迅速処理に取り組んでおり,これには,鑑定の同時進行と即日調査という二つの方向性がある。鑑定の同時進行については,今までは,調査が終わってから鑑定をしていたため時間が掛かっていたところを,受付段階で詳しい診断書を提出していただければ,鑑定を先行させる,あるいは鑑定を調査と並行してするようになった。即日調査については,申立人に,「この日であれば申立てと同時に調査官の調査,あるいは,参与員の調査ができますよ。」と説明して,時間のロスがないようにした。この鑑定の同時進行と即日調査が,効果を上げてきていると感じている。

岡山は,後見人の受け手が多いからか,第三者後見の割合が50%を超えている。また,NPO法人が関与している件数も全国1位となっている。

ドイツは,人口の1.46%に当たる120万人が利用しているのに対し,日本は,まだ1%に満たない12万人程度なので,ドイツ並みになるためには,今の20倍くらいの利用が必要だ

と思う。今、徐々に利用した方がよいだろうと思われる方に利用を勧めているが、申立てをしたときの家庭裁判所側や後見人側の受け皿の問題もあるし、後見人に対する報酬の問題として、生活保護を受けているような方の報酬の手当てをどうするかという問題もある。

【広報の必要性について】

実際に、銀行の窓口で後見制度を使ってお金の出し入れをする方がだんだん増えていることは実感しているが、それ以上に、この制度を使わずに困っている方はもっといるので、後見制度を知らない人、あるいは、後見制度は知っているけれどもどうしたらよいか分からない人への広報が必要なのではないかと思う。

認知症が増えて、いわゆる「老々介護」、「御一人様介護」のような、十分なサポートがない状況で介護をしている方がたくさんいるので、第三者後見人や市民後見人などの受け皿をもっと増やして、このような環境にいる方が成年後見制度を有意義に利用しないといけなと思う。そのためには、広報で後見制度のメリットを知ってもらうことは大事だと思う。

困ったときや紛争になりそうときだけ使うものではなく、一人一人が安心して老後を迎えられ、介護もできる社会を作っていくために必要な制度だということを啓発することが必要ではないか。

後見制度を利用すると煩わしいことが起こるのではないかという気持ちがあるために、後見制度があることは知りながら、制度を利用することは全然考えていないという場合もあるので、この制度を使うとこういう良いことがあるということをもっと声を大にして伝えることが大事ではないか。

家裁の役割、職責が極めて大きくなっている中で、後見関係事件は、特に増えている状況である。成年後見に関して言えば、広報は、津々浦々まで行き届いているかはともかくとして、有効に機能している、あるいは、必要性が認識されつつあるのではないか。

【後見監督について】

後見人の不祥事が頻発すると、後見制度そのものへの不安、不信がつわり、いくら広報をしても、何となく第三者に親や家族の財産を託すのが怖いような状況になってしまう。したがって、後見人になられる方には、非常に厳格な対応をしてもらわないといけなしいし、また、それをチェックする機能をもっと高めてもらいたい。

後見監督を裁判所がどうやっていくのか、爆発的に増え続ける事件をどうやって的確にやっていくのかというのは、非常に大きな問題だが、後見監督をしっかりやるということが知れ渡ると、ちょっと悪い考えを起こしかけても、それを起こさないという留め金にもなるので、やはり、的確なことをしっかりやることが大事だと思う。

横領事件では、経理担当者に経理を任せっきりにしておいたので、それをいいことに経理担当者が横領するということがよくあるが、そうならないためには、会社がきちんと監督をするということが大事であり、当然、そのような見地から、この後見制度においても家庭裁判所が十分な監督をしているのだと思う。それでも、目の行き届かないところが当然あるわけで、会社の場合であれば、会社の役員や上司が日常的に経理担当者と接しているが、家庭裁判所の場合は、なかなかきめ細かく目の届くような状況にはなりにくいのではないか。

最初の審判の段階は、裁判所が関与していく形になるが、監督については、どこかの時点で、例えば、税理士会等にチェック部分を外注していくことも考えないといけなしい時期が来るのではないか。

【関係機関との連携】

後見制度を進めていくには、弁護士会、社会福祉士の団体、税理士会、司法書士会、さらには、市町村や金融機関との連携が重要となっている。岡山家裁では、市町村や金融機関との協議会を年1回設けて、そこで実務的に生じる様々な問題を議論し合い、多くの問題が解決されている。

関係機関との協議会は、成年後見人と市町村・銀行との間のトラブルの解消を直接の目的としているが、こういうことができるのだったら、裾野が広がっていくということを関係者は考え、いろんな形で話を進めていくきっかけにもなると思う。

3 次回期日等

次回は、平成22年6月15日(火)に引き続き成年後見制度をテーマに開催されることになった。